

目次	記載・整理事項	残された論点とその留意事項
国土の管理構想(題名)	✓ 国土の管理構想と修正。所有権の及ぶ範囲である土地だけでなく、生活・生産活動も含めた国土全体の管理について議論しているため、また空間を意識したものとするため、国土とする (土地基本法逐条解説における整理) 土地＝土地所有権の及ぶ範囲（地上及び地下に及ぶ。） 国土＝資源としての土地の他に、水、天然資源等を併せた概念。資源としての土地を利用して営まれる生活・生産活動を含めた概念として用いられ、財産権の対象を示す概念ではない	
第一章 総論	✓ 第一章は総論として整理	
1. 国土の管理構想とは		
(1) 国土の管理構想とは	(記載事項) ✓ 背景 ◇ 人口減少、気候変動、災害リスクの増大、財政制約、無計画に管理されない土地が広がってきている現状、新型コロナウイルスの影響等による地方回帰の意識の高まり等 ✓ 国土の管理構想とは ◇ 背景を前提とした地目横断的、複合的、他の地域へ影響する課題等の国土管理上の課題に対応するもの ✓ 国土利用計画との関係 ◇ 国土利用計画で示された3つの基本方針を踏まえ、「複合的な施策の推進」と「国土の選択的利用」による適切な国土管理を「国民的経営」（各主体が国土・土地に関心を持ち、参画する）のもと進めていくための視点・方策を具体化して体系的に示すもの ◇ 国土利用計画法の目的に鑑み、総合的・計画的観点から、個別最適と全体最適の調和を図るものとする ◇ 長期的な観点から豊かさを維持する経済社会の持続可能性に重点を置いたもの ・ 予測の難しい将来に向けてどう対応するかという視点 ・ SDGs の視点	
(2) 国土の管理構想の計画体系	(記載事項) ✓ 国土の管理構想の計画体系 ◇ 国、都道府県、市町村、地域ごとに国土の管理構想を策定 ◇ 国土形成計画の整理 ・ 県：広域的な見地から地域のあり方を検討し、産業、交通、防災、環境保全等分野ごとの施策の方向性や土地利用の用途の方向性を示す ・ 市：地域の将来や土地利用のあり方を考え、地域の住民、団体等と協同により土地利用を選択していく ◇ 計画期間 ◇ 国、都道府県、市町村、地域ごとの国土の管理構想の関係性 ・ 市町村管理構想における地域管理構想の位置付け ✓ 国土の管理構想の法制上の位置付け ◇ 国土利用計画に位置付け	✓ 国や県の管理構想を市町村や地域に落とすためのトップダウンのプロセス ✓ 市町村管理構想と地域管理構想の関係性とボトムアップのプロセス ✓ 各国土の管理構想の計画期間 ✓ 留意すべき点は以下の通り ◇ 上からの管理構想が地方自治体の自治の妨げにならないこと ◇ 広域的な管理の必要性から地方公共団体間の連携についても考慮すること
2. 人口減少下の国土管理の課題と管理のあり方	✓ 悪影響に対応した管理に限定しない	
(1) 人口減少下の国土管理の課題	✓ 土地の放置を含めた国土管理水準の低下による悪影響や失われる機能を整理し、人口減少下の国土管理の課題の抽出する (記載事項) ✓ 人口減少下の国土管理の課題の整理	✓ 項目全体として残された課題 ◇ 土地の放置を含めた国土管理水準の低下による悪影響については以下の通り整理 ・ 管理水準の低下により重要な機能が損なわれること（将来

	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 土地の放置を含めた国土管理水準の低下による悪影響の種類を時間的・空間的に整理</li> <li>◇ これらの悪影響のうち人口減少下の課題であり、地目横断的、複合的、他の地域へ影響する課題を国土管理の課題として整理</li> <li>◇ 将来的な活用可能性を喪失することについても課題認識として言及</li> <li>✓ 土地利用動態、地形、人口等から国土全体のうち課題が存在するエリアとその深刻度を分析・整理（将来予測を含む。）</li> </ul>	<p>的な活用可能性の喪失含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理水準の低下により外部不経済が発生すること</li> <li>・ 土地が保有し、管理水準の低下により失われる可能性のある機能（防災・減災、生物多様性等自然環境の保全、水源涵養機能、景観の形成、文化の伝承、食料生産等生産活動、地域の維持、安全保障、レクリエーション等）とそれらの機能の喪失による具体的な悪影響を整理（2019 取りまとめで整理した土地の放置により発生する悪影響を考慮）</li> <li>・ 必ずしも地目ごとの整理をする必要はなく、全ての悪影響を必ずしも消しきる必要はなく、人の生活への影響、持続可能性への影響、撤退の視点を考慮して整理する。人口減少下の土地の放置により発生する悪影響と人口増の時代も変わらずに発生していた悪影響とが混在しないよう整理</li> <li>・ 悪影響の整理にあたっては、国土利用計画の課題である、「自然環境と美しい景観等の悪化」、「災害に対して脆弱な国土」の視点に対応した悪影響も整理する</li> <li>・ 現在の管理状況の維持や保全の視点も考慮する</li> <li>◇ 土地利用動態、地形、人口等から国土全体のうち課題が存在するエリアとその深刻度を分析・整理については、整理の手法含めて要検討</li> <li>・ 例えば、深刻度の高いエリアとして、集落の人口減少・無住化のプロセスを整理し、集落として消滅可能性が高い地域を整理する</li> </ul>
<p>(2) 人口減少下の国土管理のあり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 悪影響に限定しない人口減少下の国土管理のあり方を示す（記載事項）</li> <li>✓ 管理のあり方の種類 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 国土管理水準の低下による悪影響に対する管理（2019）、国土の機能を積極的に発揮させる利用による管理（2018）、現状の管理状態や機能を損なわせない維持・保全</li> </ul> </li> <li>✓ 国としての政策提言になるようなトップダウン的な発想の人口減少下の国土管理のあり方 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 長期的視野で国土全体としてどのような管理のあり方が目指されるべきか、国としての広域的な視点</li> <li>◇ 管理すべきエリアと対応すべき課題について判断するための視点</li> </ul> </li> <li>✓ 国、都道府県、市町村及び地域の各レベルにおいて対応すべき国土管理のあり方 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 課題の空間レベルによって、国、都道府県、市町村及び地域のどのレベルで対応すべき管理か、また、どのように管理すべきか</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国としての政策提言になるようなトップダウン的な発想の人口減少下の国土管理のあり方</li> <li>✓ 国、都道府県、市町村及び地域の各レベルにおいて対応すべき国土管理のあり方 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 管理のあり方の整理の前提として、以下の事項を整理する <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域的観点からの国として考慮すべき視点（(1) で示した土地の機能、他の地域への影響、行政界を超えた流域管理等）</li> <li>・ それらの視点や各種土地利用・管理に係る分野間の調整点や統合的考え方</li> <li>・ 各種土地利用・管理に関する法定計画における考え方や各省の見解 (各種法定計画の例：土地基本方針、生態系サービスの地図化、地域適応戦略、生物多様性地域戦略、緑の基本計画、景観計画、エリアマネジメント、環境基本計画、農振計画、森林計画等)</li> </ul> </li> <li>◇ 国としての政策提言になるようなトップダウン的な発想の人口減少下の国土管理のあり方を示すに当たって留意すべき点は以下の通り <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状把握や将来予測で終わらない、今後どうすればよいのかを示す政策提言になるものとする</li> <li>・ 災害復旧のレベルやインフラの撤退、事前防災への考慮 (撤退の場合、国土保全ゾーンにするなど不要な公共事業の発生を防ぐ発想)</li> <li>・ 複合的施策の推進と国土の選択的利用の考え方を前提として、個別最適と全体最適の調整の考え方を含んだ調整点を提示する</li> <li>・ 短期の経済合理性だけでなく、長期的な合理性を追求すること</li> <li>・ 集落の消滅や撤退の選択肢があることも提示する</li> <li>・ 面的な選択と集中、地目の変更の誘導にどう取り組んでいくのか検討</li> <li>・ 集落や住宅団地全体の完全な撤退を行う場合は何らかの取</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

		<p>組が必要なのか検討（災害や景観、環境などに影響があるかどうか。インフラの撤退、コンクリートを除去するなどの検討が必要か）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地の所有者による管理を基本としつつ、難しい場合は所有者以外の地域住民などの管理を促進する</li> <li>・ 個別法やそれに基づく計画、基準等で方向性や考え方が示されているものについては、それを準拠するものとする</li> <li>・ 各地目のつなぎの部分や混在している場所などについての考え方など、個別法等では示されていない部分について相互関係などを踏まえた上で方向性を示す</li> </ul> <p>◇ 国、都道府県、市町村及び地域の各レベルにおいて対応すべき国土管理のあり方を示すに当たって留意すべき点は以下の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国としてのトップダウン的な国土管理のあり方として示した視点や調整点・統合的な考え方をもとに、特に分野横断的なものや行政界を超えた対応が必要なものについて、対応すべきレベルや課題を整理し、示す。この際対応すべきレベルの整理にあたっては、その対応に必要な専門性も考慮する</li> <li>・ 行政界にかかわらず関係する一体のエリアで対応を考えるべきものと、個別の行政単位の考え方の接合をいかにするか。地方公共団体間が連携して対応すべき内容も含めて検討（計画体系や連携・調整のプロセスともあわせて検討）</li> </ul>
<p>3. 管理構想に関する国、都道府県、市町村の役割分担と連携・調整</p>	<p>(記載事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国、都道府県、市町村及び地域の各レベルの役割分担 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 国の役割 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度的支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>—制度枠組みの整備、人材育成・派遣の支援、地方公共団体におけるモニタリング実施の支援</li> </ul> </li> <li>・ 管理構想の効果・必要性の普及</li> <li>・ 隣接する都道府県管理構想の調整</li> <li>・ データの整備・提供</li> </ul> </li> <li>◇ 県の役割 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 隣接する県内市町村の市町村管理構想の調整</li> <li>・ 市町村によって管理しきれない地域の管理</li> <li>・ 市町村や地域の機運醸成や管理の取組に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>—データの整備・提供、人材派遣支援（職員・専門家派遣による専門的知見・マンパワーの支援）</li> </ul> </li> <li>・ 市町村管理構想のモニタリング及び地域管理構想の見直しの支援</li> </ul> </li> <li>◇ 市の役割 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域管理構想策定に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>—機運醸成・場づくり、地域の単位の適切な設定等の事前準備や現場での取組推進や判断、合意形成の支援（職員の派遣を含む。）</li> </ul> </li> <li>・ 地域によって管理しきれない地域の管理</li> <li>・ データの整備・提供</li> <li>・ 人材育成支援（地域の中心となる主体の創出・育成等）</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>✓ 各レベル間の連携・調整 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 広域的管理のための地方公共団体間の連携</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国、都道府県、市町村の役割としてのデータ整理の内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ データの整備・提供については以下の検討が必要 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ データの種類（内容）</li> <li>・ 整備・提供主体</li> <li>・ 市町村がプランニングに生かしやすいデータの提供方法</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>✓ 国・都道府県・市町村による人材支援の手法 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 必要な人材の技能（地域管理構想策定に係るファシリテートやコーディネート能力、GIS活用・分析技術等）、手法（派遣・人材育成等）、支援内容の役割分担について整理・確認</li> </ul> </li> </ul>
<p>4. 国土の管理構想のモニタリング・見直し</p>	<p>(記載事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国、都道府県、市町村による国土の管理構想のモニタリングと見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 国土利用計画のモニタリングの一環として実施</li> <li>◇ 市町村においては、地域管理構想を含めたモニタリングを実施</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国、都道府県、市町村それぞれのモニタリングのあり方（基本的方向性） <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 国土利用計画のモニタリングの基本方針・指標の分類等の手法に基づいて、国土利用計画と管理構想のモニタリングを一貫して実施することとし、詳細は別途検討</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ モニタリングを受けた見直しの実施</li> </ul>	<p>→ 今年度は総論としてのポイントを整理し、来年度調査によって詳細を整理する予定</p>
【第2章】都道府県における管理構想の策定		
1. 都道府県管理構想の記載内容	<p>(記載事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 都道府県管理構想の記載事項</li> <li>◇ 都道府県土に関する現状把握(課題含む。)及び将来予測</li> <li>◇ 都道府県土の管理に関する基本構想 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県土全体としてどのような管理のあり方が目指されるべきか(現状把握と将来予測を前提として、県としてどういう将来像を目指すのか、地域振興に関する計画を受けたもの)</li> <li>・ 都道府県として管理すべきエリアと市町村、地域で対応すべき課題について判断するための視点</li> <li>・ 隣接する市町村管理構想間の調整</li> </ul> </li> <li>◇ 基本構想に掲げる都道府県土の管理を達成するために必要な措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県による市町村及び地域の支援内容</li> <li>・ 市町村によって管理しきれない地域について、都道府県で実施する管理の取組(市町村への働きかけを含む。)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 項目全体として残された課題</li> </ul>
2. 都道府県管理構想のモニタリング・見直し	<p>(記載事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 都道府県の国土の管理構想のモニタリング</li> <li>◇ モニタリング手法</li> <li>◇ データ(指標)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 都道府県の国土の管理構想のモニタリング</li> <li>◇ 国のモニタリング手法に準じる。ただし、指標の分類・設定は地域特性やモニタリングの継続性を踏まえることとし、詳細は別途検討</li> <li>→ 来年度調査によって詳細を整理する予定</li> </ul>
【第3章】市町村及び地域における管理構想の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 市町村管理構想と地域管理構想はプロセス上切り離しにくい部分があるため、市町村管理構想と地域管理構想をあわせて整理</li> </ul>	
1. 市町村管理構想及び地域管理構想の意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 市町村管理構想及び地域管理構想を策定する必要性や役割を明確にし、策定するモチベーションにつなげるため、意義を整理</li> </ul> <p>(記載事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地域の現状を把握し、計画的に人口減少・高齢化に対応した地域づくりやむらおさめ等を含む地域の将来像を考える機会 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 集落の現状や地域資源を見つめ直す機会となり、土地利用・管理のあり方はもちろん、集落の生活機能の維持や文化等の保全、集落の再編等を行う機会</li> <li>◇ 地域コミュニティ活性化の機会</li> </ul> </li> <li>✓ 地域づくりのビジョンや方向性(保全・振興策等)を空間的に見える化することで、市町村内や地域内での調整・合意形成を行う機会 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 防災・減災、地域の安全度の向上、インフラ管理や公的サービスを効率化する地域構造への転換等地域課題への対応</li> <li>◇ 従来の個別施策ごとではなく、面的(土地利用)・空間的にアプローチすることで効率的な対応を促進</li> <li>◇ 災害発生後の迅速かつ着実な、また創造的な事前復興計画にもつながる</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 追加の事例調査を実施</li> </ul>
2. 市町村管理構想及び地域管理構想の体系と調整プロセス及び記載内容	<p>(記載事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 市町村管理構想及び地域管理構想の計画体系と調整プロセス <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 国土利用計画(市町村)における市町村管理構想の位置付け</li> <li>◇ 他の法定計画や各施策との調整プロセス等市町村内で調整・協議すべき事項と協議の場設置の必要性</li> </ul> </li> <li>✓ 市町村管理構想に記載する内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 市町村土に関する現状把握及び将来予測</li> <li>◇ 市町村土の管理に関する基本構想 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村土の管理のあり方(現状把握と将来予測を前提とし</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 他の法定計画や各施策との調整プロセス等市町村内で調整・協議すべき事項と協議の場設置の必要性(整理にあたっては前提として各省との意見交換を実施)</li> <li>✓ 市町村管理構想に記載する内容(とくに市町村管理構想図の詳細と他の計画制度の記載内容の調整)</li> <li>✓ 地域管理構想に記載する内容(中条のWSを受けた記載内容と他の計画制度の記載内容の調整)</li> </ul>

	<p>て、市町村としてどういう将来像を目指すのか、地域振興に関する計画を受けたもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村及び地域として管理すべきエリアと対応すべき課題の提示（地域で把握が難しい地域内の土地の機能の提示を含む。）</li> <li>・ 隣接する地域管理構想の調整と地域管理構想を反映した市町村管理構想の策定</li> </ul> <p>◇ 基本構想に掲げる市町村土の管理を達成するために必要な措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村による地域の支援内容</li> <li>・ 地域によって管理しきれない地域について、市町村で実施する管理の取組（地域への働きかけを含む。）</li> </ul> <p>◇ 市町村管理構想図（地域管理構想の反映）</p> <p>✓ 地域管理構想に記載する内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 対象となる土地に関する現状把握及び将来予測</li> <li>◇ 現状把握及び将来予測を前提とした地域の将来像</li> <li>◇ 行動計画(管理主体、管理手法、役割分担 等)</li> <li>◇ 地域管理構想図（土地の管理(悪影響を抑制等するための対策)に関する方針)</li> </ul>	
<p>3. 市町村管理構想及び地域管理構想の策定に当たる留意事項</p>	<p>(記載事項)</p> <p>✓ 市町村及び地域における管理のあり方を検討するに当たっての留意事項 (過去の委員会の事例やワークショップ、新たな事例調査から示す)</p> <p>◇ 以下に記載した事項も含めて整理する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 悪影響に対する管理のあり方（2019）積極的利用による管理のあり方（2018）の両方を示す</li> <li>・ 土地利用を選択する際に、保留とする土地もあっていい</li> <li>・ 一度に全ての取組が行われる必要はなく、取組に前向きな主体に先行してもらい、小さな成功体験積み上げ、段階的に広げていく</li> <li>・ 通常時の都市農村交流などの取組が持続性と緊急時対応の両方につながるため、通常時の取組も考慮</li> <li>・ 地域で管理しきれない土地は市町村で管理することも検討されるべき</li> <li>・ 一地域では検討困難な内容については、他の地域と広域な連携をさせることも検討する（中山間地域と都市地域の連携など）</li> <li>・ 集落の撤退やアーカイブ活動についても考慮すること</li> <li>・ 共有財産の管理についても検討すること</li> <li>・ 境界の明確化や所有者情報の把握ができていない地域を優先的に実施するという工夫もある</li> </ul>	<p>✓ 全体の整理に合わせて留意事項を検討</p>
<p>4. 市町村管理構想及び地域管理構想の策定に当たる市町村におけるデータ整理と課題の整理</p>	<p>(記載事項)</p> <p>✓ 市町村管理構想及び地域管理構想を策定する地域の選定や地域で話し合いを進めるに当たって有用なデータの整理</p> <p>✓ 整理されたデータに基づく、市町村及び地域として管理すべきエリアと対応すべき課題の提示（地域で把握が難しい地域内の土地の機能の提示を含む。）</p>	<p>✓ 市町村管理構想及び地域管理構想を策定する地域の選定や地域で話し合いを進めるに当たって有用なデータの整理</p> <p>◇ 以下によって必要なデータを整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村内の土地（農地現況、空き地・空家現況、森林現況）、経済、防災・減災、産業等を把握・分析すべき基礎情報を整理 (2017 取りまとめやGISの手引きから必要な情報を整理)</li> </ul> <p>◇ 法定計画、補助事業に置いて用いられるデータのうち、計画策定、土地の把握・分析に当たって活用可能なデータを整理 (相互に調整が必要な事項についても整理)</p> <p>✓ 整理されたデータに基づく、市町村及び地域として管理すべきエリアと対応すべき課題の提示</p>
<p>5. 地域管理構想の策定に関わることが</p>	<p>(記載事項)</p> <p>✓ 検討・実行に当たり地域の中心となる主体</p> <p>◇ 世代、性別、所属を超えた一人でも多くの住民の参加（中高</p>	<p>✓ 住民や外部人材の参加を促す取組など追加の事例調査を実施</p>

<p>想定される主体と求められる取組等</p>	<p>生などの子供達も含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 地域外に居住する地域の出身者</li> <li>◇ 地域外住民だが、地域を維持していきたい人材</li> <li>◇ 住民の入れ替わりに対する考慮</li> </ul> <p>✓ 取組への関与が有効と考えられる主体（住民以外）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 行政機関の関係部局の職員（営農指導員などの専門職、地域担当職員、市民協働、農業、産業、都市部局など）</li> <li>◇ 公共機関（郵便局、鉄道会社など）</li> <li>◇ 民間企業（JA も含む。)</li> <li>◇ 学校、研究機関</li> <li>◇ 地域おこし協力隊</li> <li>◇ 中間支援組織</li> <li>◇ 関係人口、拡大コミュニティ</li> <li>◇ 行政機関やJA等のOB</li> <li>◇ NPO 法人</li> <li>◇ コミュニティセンター</li> </ul> <p>✓ 住民外の人材の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 地域の話し合いのコーディネートの役割</li> <li>◇ 専門的な知識や技術の提供</li> <li>◇ 新旧住民との架け橋</li> <li>◇ 地域の魅力の発掘や取組の動機付け</li> <li>◇ 選択された土地利用と合わせた地域活性化の取組への関与</li> </ul> <p>✓ 地域を維持していきたい人材を取組にマッチングさせる手法</p>	
<p>6. 地域管理構想の策定プロセス</p>	<p>(記載事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 全ての地域に地域管理構想の策定が必要なわけではないと考えられるため、地域ごとにステップのどこまで進めるか、二段構え、三段構えで考える必要があり、地域ごとのステップの進展状況によって、市町村管理構想に記載する事項の調整を行う</li> <li>✓ 地域ごとにステップのどこまで実施が必要かの整理</li> <li>✓ 昨年度の委員会の議論を踏まえて、地域管理構想の策定が推奨される地域（適用可能性）を整理</li> <li>◇ 地域管理構想の適用可能性が低い地域については、市町村管理構想を優先的に策定する必要がある。市町村主導の取組や支援者の介入により地域管理構想策定の取組が進められる可能性あり</li> <li>◇ 宅地・農地の混在が見られる地域 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これらの地域は土地利用・管理に関する課題が地目横断的に発生しており、課題への対応や、取組主体の役割分担・連携についての合意形成、土地利用の総合的な調整が必要なことから、地域管理構想の適用可能性は高い</li> <li>→ 宅地のみが存在する地域など地目横断的に総合調整を実施する必要性がない地域については、地域管理構想・市町村管理構想の適用可能性は低い</li> </ul> </li> <li>◇ 課題により影響を受ける主体（周辺住民のみの課題/他の地域へ影響する課題/地域全体の課題か） <ul style="list-style-type: none"> <li>→ ・周辺住民にのみ影響を与えるものである場合は、地域管理構想・市町村管理構想の策定は不要（=国土管理上の課題はないため。）であり、個別施策での対応を実施。他の地域へ悪影響が及ぶ可能性がある場合は、市町村管理構想の適用可能性は高い <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域全体に影響を与えるものである場合(共有地の課題も同様)は、地域管理構想・市町村管理構想の適用可能性は高い</li> <li>・ 地域全体に影響を与えるものである場合、所有者の責務を超えて、集落全体で考える必要があるため、地域管理構想の適用可能性が高い</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>◇ 地域産業と土地利用の密接性 <ul style="list-style-type: none"> <li>→ ・土地利用と生活・産業が一体である農村地域において</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地域管理構想の適用可能性については、2020 とりまとめの中で整理。第一章の整理を通して追加すべき整理事項があれば整理（第1章で検討した、管理すべきエリアとの関係について特に要検討）</li> <li>✓ ステップ全体通して細かい論点を整理</li> </ul>

	<p>は、農地の利活用と地域の維持手法を総合的に考えていく必要があることから、地域管理構想の適用可能性が高い</p> <p>◇ コミュニティの活性状況（集落機能の状況）</p> <p>→ ・地域管理構想は、地域が主体的に議論するとともに担い手を含めて検討していくことを前提としており、コミュニティが未成熟である場合や活発でない場合には効果的に取組を進めていくことが難しい</p> <p>・コミュニティが不活性であると課題の深刻化が進みやすいため、市町村は注視が必要</p> <p>・コミュニティが不活性だが、地目横断的な課題や他の地域へ影響する課題がある場合などは、ステップ0、ステップ1の取組を重視し、取組を通しコミュニティの活性化を促し、その先のステップに進む</p> <p>・市町村はこれらの地域を含めて市町村管理構想を検討し、地域としての管理が必要と考えられる内容がある場合、地域への働きかけを行う</p> <p>・特に人口減少・高齢化が進み集落機能が低下しており、ステップ2において、必要最小限の管理以外選択が難しいと想定される地域は、ステップ0、ステップ1、ステップ3のルール設定や文化的アーカイブ活動を重視して実施する</p> <p>・市町村においては、無住化する可能性も前提に、地域による管理が行われなかった場合市町村による管理が必要かどうか、市町村管理構想策定に当たり検討を行う</p>	
【ステップ0】事前準備・機運醸成	<p>(記載事項)</p> <p>✓ 地域で取組を行う前段階で市町村が確認・判断すべき事項</p> <p>✓ 地域で取組を進めるための機運醸成の取組</p>	
①市町村による地域の現状の把握	<p>(記載事項)</p> <p>✓ 市町村による地域の現状の把握</p> <p>◇ 市町村の所有するデータ（4. 市町村管理構想及び地域管理構想の策定に当たる市町村におけるデータ整理において整理した内容）から地域の情報を把握</p> <p>◇ 地域住民に対するヒアリングによる地域の現状や住民の問題意識を聞き取り</p>	
②地域での話し合いに向けた事前準備	<p>(記載事項)</p> <p>✓ 地域住民に対するヒアリングや住民アンケートの実施と必要なデータの整理から、以下を整理</p> <p>◇ 地域管理構想の検討を進めるに当たって、地域の範囲（合意形成可能な単位）の設定</p> <p>・ 検討主体となりうる人材（中心となる担い手や組織の存在、人材の状況）はあるか</p> <p>・ 地域（集落）ごとの経済状況や地域環境、物質、文化、情報などの地域資源の状況、コミュニティの状況はどうなっているか</p> <p>・ 過去及び現在の地域活動や行政への要望の有無、過去及び現在の事業内容、地域（集落）で課題と認識されている内容は何か</p> <p>→ 一集落での地域設定とすべきか、複数集落をまとめた地域設定とすべきか（集落の機能的再編）か判断する</p> <p>→ 複数集落をまとめた地域の範囲とする場合は、地形地物や立地、集落同士の間関係等を考慮する。周辺集落だけでなく、市内中心地などとの連携も視野に入れることも検討する</p> <p>◇ 地域管理構想の検討に向けた現在の土地の利用・管理状況や将来の意向把握</p> <p>・ 農地、宅地の現状の利用・管理状況を見える化した現況図の作成（農地の所有者・耕作者年齢、後継者の有無、宅地の居住者の有無と居住者年齢、それらの管理状況等）</p>	<p>✓ 地域の範囲の設定手法</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来予想図の作成（10年後の耕作者年齢、居住者年齢等）</li> </ul>	
③地域の機運醸成や地域管理構想の策定に資する情報提供	<p>（記載事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地域の課題認識を促進し、地域管理構想の作成を進めるため、市町村により地域の機運醸成や地域管理構想の策定に資する情報提供の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 市町村や専門家による地域の現状や課題の客観的視点からの情報共有（②で作成した現況図、将来予想図の共有含む。）</li> <li>◇ 事例の紹介や視察</li> <li>◇ 支援策などの紹介</li> <li>◇ 地域として管理すべきエリアと対応すべき課題の情報提供</li> </ul> </li> </ul>	
【ステップ1】現状把握と将来予想（自分たちの暮らす地域について改めて考えてみる）	<p>（記載事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地域で自分たちの暮らす地域について改めて考える話し合いの実施と現状及び将来の見える化 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 地域の魅力の把握 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の資源状況、魅力、歴史、文化（行事、知恵なども含む。）、自然環境等の把握（外部的視点や専門的知見も含む。）</li> <li>・ 地域の歴史や過去の土地の管理や地域づくりの取組の振り返り</li> </ul> </li> <li>◇ 地域のいまを知る <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ②の現況図を元にした、現在の土地の利用・管理状況の把握</li> <li>・ 農地、宅地以外の地目も含めた現況図への情報の追加による地域の現状の再点検</li> </ul> </li> <li>◇ 地域の将来を考えてみる <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ②の将来予想図を元にした、10年後の見通しの把握</li> <li>・ 土地利用に限らない地域の将来像の設定（地域づくりの方向性も含む。）や懸念される課題の整理</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	
【ステップ2】地域管理構想図の策定（土地の使い方を選択する）	<p>（記載事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 昨年度までの議論では土地の放置により発生する悪影響を踏まえた管理のあり方のみを地域における検討対象としていたが、2018年の委員会において検討した積極的利用による管理も含めて地域で検討していく必要があるため、検討フロー図を含め変更を行う</li> </ul> <p>（記載事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 持続的な土地の管理について、地域や土地の課題、地域の将来像（地域づくりの方向性を含む。）を踏まえて検討し、地域管理構想図を描く</li> <li>✓ 土地の履歴や特性、管理コスト、持続可能性（収益含む。）を踏まえて最適な土地利用を選択する必要がある <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 積極的利用、手のかからない方法で管理（コスト、手間ともに低減させた管理のことをいう。）、必要最小限の管理の分類で具体的に地図上に見える化</li> <li>◇ 将来は誰にも分からないという前提で、複数のシナリオ（グッドシナリオ、バッドシナリオ）を想定</li> </ul> </li> <li>✓ 検討フロー <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 管理を持続していくかどうかの検討（wantの視点） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ステップ1の地域の将来像を実現していくことを前提に、①管理を優先的に持続していきたい土地と②管理を持続する必要が無い土地とに分類</li> </ul> </li> <li>◇ ①管理を優先的に継続していきたい土地 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来通りの管理を継続可能かどうかの検討（canの視点）：地域の課題の状況や現実的なコスト、担い手の状況等を考慮し、①a従来通りの管理を将来的にも継続可能な土地と、①b従来通りの管理を将来的には断念せざるを得ない土地とに分類 <ul style="list-style-type: none"> <li>→ ①aの土地については、積極的利用の選択肢（従来の方で積極的に維持・回復、従来の用途を踏まえた用途の追加やアレンジ、新たな用途を見だし土地利用転換</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>✓ 持続的な土地の管理についての新たな検討フローについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 新たな検討フロー図</li> </ul> <p>◇ 昨年度までのフロー図</p>
		<p>※1:原生林など、過去に物理的行為が加えられたことが無い土地は、物理的行為を行わないことによる悪影響は生じていないと考えられ、フロー図に沿った検討を行う必要はないこととする。</p>



	<p>(2018年委員会とりまとめで整理))から将来的な土地利用を選択</p> <p>→ ⑥の土地については、将来的な土地利用として手のかからない方法で管理を選択</p> <p>◇ ②管理を持続する必要が無い土地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理を持続する必要が無いと判断した土地についても、物理的行為を行わないことによる地域への悪影響について検討し、悪影響の大きさから管理の必要性を検討 (should の視点): ③地域への悪影響が無視できないほど大きい土地と、④地域への悪影響が無視できるレベルに小さい土地とに分類</li> <li>→ ③の土地については、⑥の土地と同様に将来的な土地利用として手のかからない方法で管理を選択 ※管理の始めは手がかかっても、最終的には手がかからなくなるよう方法もありうる</li> <li>→ ④の土地については、将来的な土地利用として、地域への悪影響の定期的な把握等を行う必要最小限の管理を選択</li> <li>土地の放置により発生する悪影響の例</li> </ul> <p>◇ 選択した土地利用の方向性について、実現可能性を検証し、難しい場合は改めて土地の利用の在り方について検討する (can の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>担い手不足等の理由で実現できない可能性がないかどうかなどの検証</li> </ul> <p>✓ 将来的な土地利用として③から④の選択肢の具体的内容と取組事例</p>	<p>※2:担い手の不足等により実現不可能になった場合に備えた複数のシナリオを事前に描いておく。</p> <p>※3:土地を放置しない方法。</p>
<p>【ステップ3】行動計画と地域のルール策定(実現に向けた具体的なアクションを実行する・地域における最低限のルールを設定する)</p>	<p>✓ 地域の話し合いにおいて全ての土地について議論を尽くせるとは限らないことや、必要最小限の管理(地域への悪影響の定期的な把握等)のみを実施する土地も存在することから、将来にわたっても地域として地域の土地や環境を悪化させないように、また行動計画どおり地域が動いていけるように、地域のルールを設定することを追加 (記載事項)</p> <p>✓ 行動計画の策定</p> <p>◇ 取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実践場所を特定した取組内容(集落の文化的アーカイブ活動を含む。なお、地域全体として手のかからない方法で管理や必要最小限の管理が選択される場合は集落の文化的アーカイブの活動を重視し、集落の無住化に備える。)</li> <li>土地所有者との合意形成や利害調整</li> </ul> <p>◇ 主体の確保と役割分担、想定される連携先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>5. で整理した主体や、行政、民間企業など担い手となる主体の確保と役割分担や連携先を整理</li> <li>主体間の意識のすり合わせ</li> </ul> <p>◇ 取組の優先度と着手時期(緊急的、中期的、長期的視点。概ね5年程度)</p> <p>◇ 取組実践のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取組を進めるための仕組みや資金の確保手法の検討</li> </ul> <p>✓ 地域における最低限のルールを設定する</p> <p>◇ 必要最小限の管理を含めた日常的な見守り活動実施のルール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日常的な見守り活動を機能させることで、悪影響の発生有無や程度も含めた土地の状況、地域管理構想の実現・実行状況を把握・共有する(取組の効果を関係者と共有することで、参画する主体のモチベーションの維持も期待される点に留意)</li> </ul> <p>◇ 地域管理構想の見直しのルール</p> <p>◇ 集落からの撤退や土地を手放す際のルール(所有権の明確化等)</p>	<p>✓ 次回のWSの実施を受け、行動計画やルール策定について詳細に整理予定</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 新規住民を受け入れるに当たってのルール（新規住民に対して集落のルールの押し付けや負担にならない受け入れルールの検討）</li> </ul>	
7. 地域管理 構想の見直し と市町村管理 構想のモニタ リング・見直 し	<p>(記載事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地域管理構想の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 地域における見直しの話し合いの実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の進捗状況の把握と計画の見直し</li> <li>・ 日常的な見守り活動によって把握されている土地の管理状況や取組の進捗から、計画の見直しを行う（計画の順応的管理）</li> </ul> </li> <li>◇ 見直しの時期（1年程度）</li> </ul> </li> <li>✓ 市町村の国土の管理構想のモニタリング・見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 市町村内の地域管理構想も含めたモニタリングを実施</li> <li>◇ モニタリング手法</li> <li>◇ データ（指標） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ モニタリングの継続性・地域管理構想との関係を踏まえた指標設定を行う</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地域管理構想の見直しについては、次回の WS の実施とルール設定により、詳細に整理予定</li> <li>✓ 市町村内の地域管理構想も含めたモニタリング手法について検討が必要 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 国のモニタリング手法に準じる。ただし、指標の分類・設定は地域特性やモニタリングの継続性を踏まえることとし、詳細は別途検討</li> <li>◇ 地域管理構想は地域による日常的な管理活動の中でのモニタリングを基本としつつ、市町村が客観的・定量的データにより地域の状況をモニタリングすることを市町村のモニタリングの方向性として検討</li> </ul> </li> </ul>

その他	整理事項	残された論点とその留意事項
用語の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 委員会の整理用として「管理（物理的行為又は土地を放置することにより発生する土地への悪影響を抑制するために行う、物理的行為又は非物理的行為)」、「放置（管理を行っていないこと）」を定義したが、法定計画に位置付けられる用語としては整理していないので、国土の管理構想の項目として入れていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 定義の必要性については要検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 定義を設ける場合は、各省との調整が必要。整理にあたっては以下の注意が必要 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会の議論の中では登記手続などの法的管理を議論の対象とする必要性はないため、定義から除いていたが、地域管理構想の策定に当たっては法的管理も含めた整理が必要</li> <li>・ 悪影響に対する管理だけでなく、積極的な利用を意味する管理もあるため、悪影響に対する行為のみを管理と定義するのは限定的</li> <li>・ 見守り行為は物理的行為であり、非物理的行為とするのは法制的ではない可能性</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>